

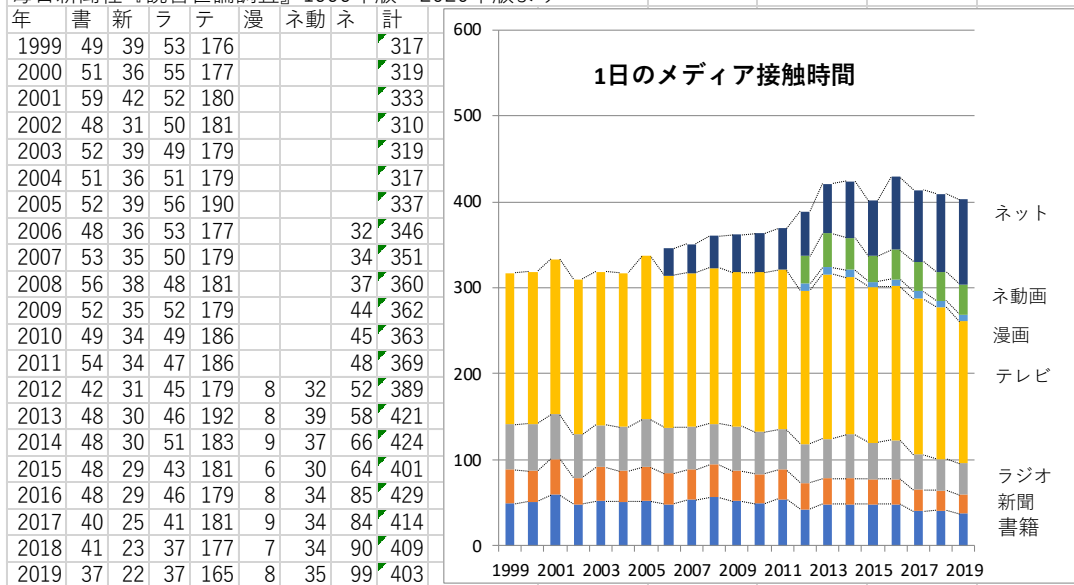
20210301
図書館基礎講座 in 九州
「図書館の基礎」

下川和彦

0. まずはじめに

- 今日の講座の最初に、統計とグラフを見ていただきます。
- 1947（昭和22）年から毎日新聞社が行っている読書世論調査にある「メディア接触時間」という項目の、ここ20年間の結果です。
→何が見えるでしょう。

毎日新聞社『読書世論調査』1999年版～2020年版より



注1) インターネット2006年ー、漫画2012年ー、ネット動画2019年ー (2012-2018は、CD/DVD)

1. 今日お伝えしたいこと

(1) 対象は、「公立」図書館

(2) お伝えしたいことは、

- 公立図書館が
- ①無料であること
 - ②地域社会の機関であること
 - ③知る自由を保障する機関であること

2. 図書館の歴史

→図書館の歴史を大きくとらえると…

- (1) 図書館は、文字が発明されて以降その記録を収集、整理、保存する場所として生まれました。人間の知あるいは記憶を外部化する装置として機能して来たといえるでしょう。
- (2) 文字を記録するモノとしての紙の発明、さらに15世紀の活版印刷技術により、知の媒体（メディア）としての書物の大量生産が可能となり、知識・情報の流通が進み大きな社会変化を生み出します。
- (3) 図書館は、このような社会の動きにともない、権力者あるいは一部の人の独占物から、多くの人々にとって知を蓄積、伝承する機関へと変貌していきます。

3. public library(=公立図書館) の誕生

- (1) 「公共」と「公立」
public library ≠ 公共図書館、 = 公立図書館
- (2) public library の三原則
 - ①公開 = open
 - ②無料 = free
 - ③公的資金 = public fund
- (3) 最初の公立図書館

4. Boston Public Library の法制度

- 1848 「ボストン市に公立図書館設立権限を付与する法律」 成立
- 1851 「マサチューセッツ州公立図書館法」 成立
- 1852 「ボストン公立図書館理事会報告」
- 1854 Boston P.L. 開館

→1852年の理事会報告で公立図書館三原則が提示された。

5. なぜ無料なのか

(1) 近代公教育制度の成立

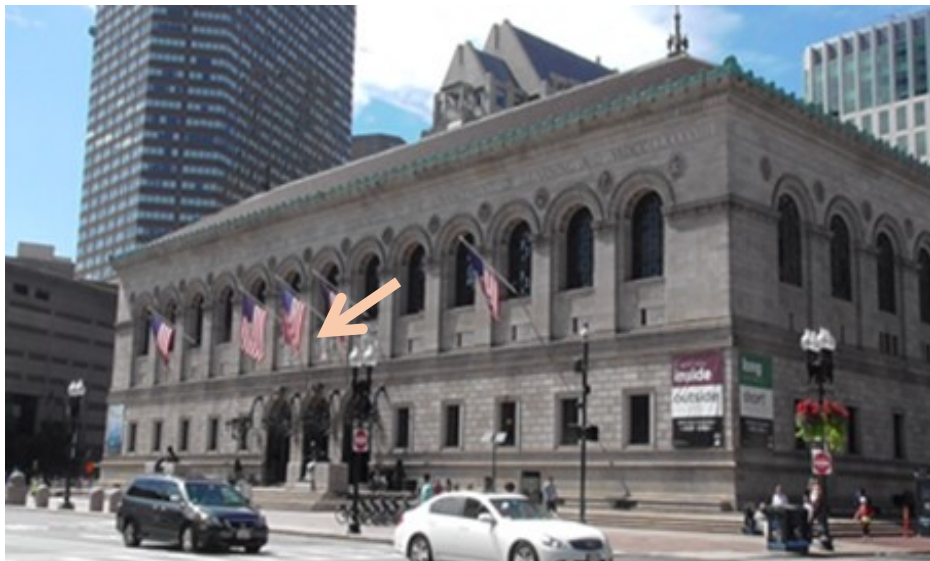
1837 マサチューセッツ州無償教育制度成立

1852 同州義務教育法成立

→「民主主義の理念からいっても教育は公の責任」 ホーレス・マン (1796-1859)

(2) 学校が教育を始め、図書館が完成させる

6. B.P.L. (写真①)



7. B.P.L. (写真②)



8. 地域社会の機関として

(1) 図書館は自治体の任意設置

中央政府ではなく地方自治体による公費負担という方法

地域社会の構成要素としての図書館

→義務ではなく住民意思（地方議会での課税承認）による設置

(2) 図書館サービスに関する中央政府の役割

→地域で受けるサービスに格差があってはいけない

9. free もう一つの意味

- they should be free
not only financially but intellectually

“THE CHANCE TO READ” by L.R.McColvin 1956 p.24

→1948年「世界人権宣言」

1949年 UNESCO「公共図書館宣言」

10. 図書館の自由(アメリカ)

- 1939年 Library Bill of Rights(図書館権利宣言) ALA採択
→民主的な生き方を教育する機関
- 1980年 改訂「情報と思想の広場」
→知の社会保障機関としての図書館

11. 図書館の自由 (日本)

→「図書館の自由に関する宣言」を支えるもの

(1)日本国憲法

(2)基本的人権の尊重

→図書館サービスは、基本的人権としての「知る自由」を保障する考え方を基本に組み立てられている。

1 2. 日本における public library の成立

→1950年の図書館法 before & after

	以前	以後
法制度	図書館令（1899年、改正1933年）	図書館法（1950年）
無料原則	閲覧料ヲ徴収スルコトヲ得（令第7条）	いかなる対価をも徴収してはならない（第17条）
地域の機関	中央図書館制度（改正令第10条）	条例設置（第10条）
知る自由	法律ノ範囲内ニ於テ（帝国憲法第29条）	基本的人権→表現の自由（憲法第21条）

1 3. 図書館法①

→図書館法の要点

①奉仕（第3条）

→図書館は、図書館奉仕のため…実施に努めなければならない

②条例設置（第10条）

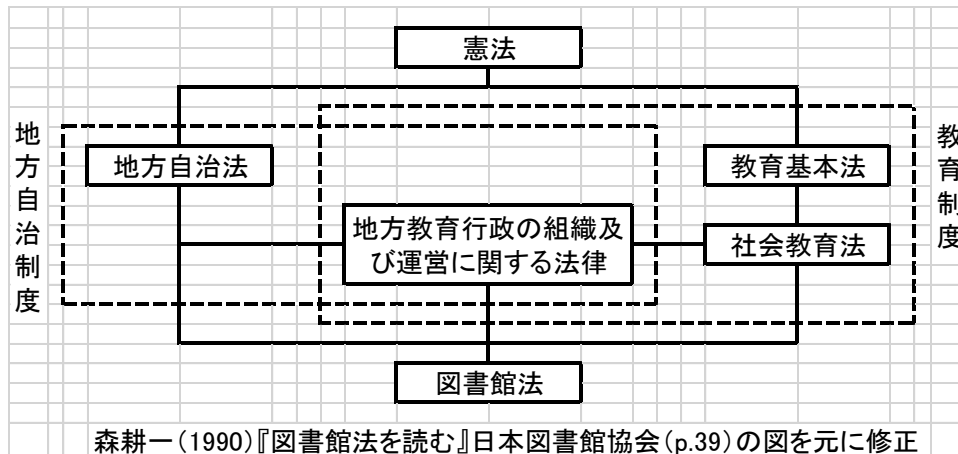
→公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない

③無料原則（第17条）

→公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない

1 4. 図書館法②

→図書館は二つの法制度で成り立っている



1 5. 図書館サービスの基本

→ 戦後日本の図書館発展を支えたもの

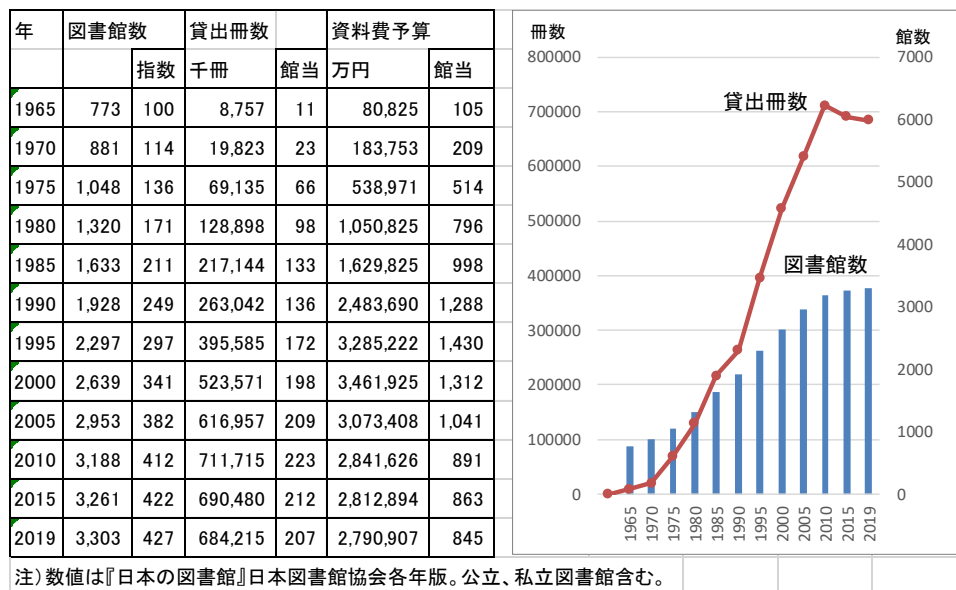
1950年 図書館法

1963年 『中小都市における公共図書館の運営』

1965年 日野市立図書館業務開始

1970年 『市民の図書館』

1 6. 戦後日本の図書館利用統計(1965-2019)



1 7. 図書館学の5法則

The Five Lows of Library Science

- 1 Books are for use.
- 2 Every person his or her book.
- 3 Every book its reader.
- 4 Save the time of the reader.
- 5 A library is a growing organism.

竹内愨(2010)『図書館の歩む道』JLA(図書館実践シリーズ) 参照

1 8. 著作権法

- (1) 著作権は、著作者の財産権としての性格を持つ
→権利保護
(複製権、上映権、公衆送信権、口述権、貸与権など)
- (2) 著作物は、断りなく利用できる一定の条件がある。
→権利制限
- (3) 著作権法は、権利保護とその公正な利用(権利制限) による文化発展を目指す。

1 9. ネット時代の著作権ルール

- クリエイティブコモンズ <https://creativecommons.jp/>



→上記の表示例

(氏名作品名タイトルなど原作者のクレジットを表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いCC＝クリエイティブコモンズのライセンス)

20. 終わりに

→地域に図書館があるという事。
そこで働く図書館員に求められるものは。

→<https://www.ifla.org/files/assets/hq/topics/info-society/images/how-to-spot-fake-news-covid.pdf>

21. 主な参考文献

- 『中小都市における公共図書館の運営』 JLA、1963、（復刻版1976）
- 『図書館法』 西崎恵、JLA、1970
- 『市民の図書館』 JLA、1970、（増補版1978）
- 『公立図書館原論』 森耕一、SLA、1983
- 『図書館の歴史 アメリカ編』 川崎良孝、JLA、1989
- 「“公共”図書館の行方」 新出（『現代思想』2018年12月号）

→時間中対応できなかった質問などは、質問先明記の上
kozayo2020★gmail.com 宛お送りください。